

第5回まちづくり委員会次第

日 時 11月20日(火) 午後7時00分～
会 場 役場2階 第6会議室

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 協議事項

(1) 第五次総合計画前期基本計画「協働のまちづくり」の活性化に向けた意見交換会

①意見交換会 【第3章 安心・安全で快適な地域を形成するまちづくり】

ア. 行政担当者より説明

イ. 行政からのアプローチ

ウ. 住民からのアプローチ

エ. 行政と住民との「協働のまちづくり」のあり方

4. その他

5. 閉 会

第5回辰野町まちづくり委員会

ワークショッププロセスシート

1. 日時 平成24年11月20日(火) 19:00~21:00
 2. 場所 第6会議室
 3. 人数 まちづくり委員11名、関係課職員、事務局3名
 4. テーマ 第五次総合計画前期基本計画「協働のまちづくり」の活性化に向けた意見交換会を行う

意見交換会の趣旨説明	<p>平成23年度から始まった第五次総合計画前期基本計画の実現に向け、住民参加は欠かせません。各施策の実現に向けた住民参加の具体例を示したものが「協働のまちづくり」項目です。</p> <p>今年度の当委員会の活動は、主な施策実現のための「協働のまちづくり」の現状把握と更なる活性化の取り組みを、町職員との意見交換の中で共に考えて行くこととなりました。今日は、第3回の意見交換会となります。事前に検討シートを作成していますので、担当職員から全体説明をし、その上でテーマごとに意見交換をしていきたいと思ひます。</p>
本日の目的	<p>今回は、第3章の「安心・安全で快適な地域を形成するまちづくり」について、施策実現のために必要とされる「協働のまちづくり」の取り組みを活性化する方策を考え、実行に移すことが可能なものを検討することが目的です。</p>
手順の説明 5分	<p>1. 第3章 安心・安全で快適な地域を形成するまちづくり (合計90分) あらかじめ関係課において「活性化シート」を作成する。</p> <p>2. 運営委員会で絞り込んだ2項目について、順々に協議を進める。 (1) 活性化シートにもとづき、各担当者から説明を受ける。 ・「具体的な取り組み目標」「左記に対する現在の状況」「進捗状況」 (2) 協働のまちづくりの更なる活性化方法の検討 ・課題の整理と課題解決方法について協議する</p>
テーマ別協議 40分 ×2	<p>1. 第3章第2節「快適なまちづくり」 (約40分)</p> <p>(1) 担当者からの説明 (5分) (2) 質疑 (3分) (3) テーマの設定 (1分) (4) 課題の整理 (5分)</p> <p>快適で魅力のあるまち(地域)づくりは、人口の定着、移住の促進などのためにに欠くことのできないテーマです。公園や道路、河川といった公共空間の維持管理に対して、地域住民自らが積極的に取り組んでいただいています。しかし、今後の更なる高齢化と人口減少が統計的に見込まれる中で、私たちはどのように地域づくりを進めて行けばよいのでしょうか。</p> <p>(5) 課題に対する解決策の検討 (25分) 【課題の整理】 ・ 課題をたくさんあげてもらおう。→ ポストイット ・ ポストイットを回収 = 同時に主旨を発言してもらおう ・ 必要に応じてグルーピング → 課題の全体確認 【課題に対する解決策の検討】 ・ それぞれの課題ごとに、解決方法を、ポストイットに書いてあげてもらおう ・ 行政担当者としてのコメント</p>

	<p>2. 第3章第4節「災害に強いまちづくり」(約40分)</p> <p>(1) 担当者からの説明 (5分)</p> <p>(2) 質疑 (3分)</p> <p>(3) テーマの設定 (1分)</p> <p>(4) 課題の整理 (5分)</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓と、近い将来起こる可能性のある大規模地震などに備え、地域ではどのように防災体制を強化していけばよいのであろうか。</p> <p>(5) 課題に対する解決策の検討 (25分)</p> <p>【課題の整理】</p> <p>【課題に対する解決策の検討】</p>
公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討シートの検証欄に入力し公表 ・ ディスカッションの様子を会議録にまとめて公表 ・ ホームページにより町民からの意見聴取 ・ 今年度構築予定の施策評価シート(仮)「行政と町民との役割分担の妥当性」欄に記述
準備品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 模造紙 6枚 (課題整理・解決策の検討) 2枚×3 ・ マーカー (カラー: 黒、赤、オレンジ、緑) ・ ポストイット (黄、青)・・・課題(青)、解決策の検討(黄) ・ レコーダー ・ カメラ

辰野町第五次総合計画前期基本計画「協働のまちづくり」に関する現状把握・活性化検討シート
第3章

※○予定通り進捗している／△遅れているが達成可能／×達成が困難な状況

第3章 各節 各項目	施策CD	目 (主な施策)	主な施策に対する基本的な考え方	協働のまちづくりに対する取り組みの状況				主な施策の「協働のまちづくり」に対する検証 行政と町民などとの役割分担を確認し、更なる活性化を図るにはどうしたらよいか
			主な施策を達成するための基本的な考え方 (あるべき姿)	協働のまちづくり項目	具体的な取り組み目標	左記に対する現在の状況	進捗状況	
計 画 的 な 土 地 利 用 の 推 進	3111	国土利用計画に基づいた土地利用の推進	・国土利用計画(第2次辰野町計画)に基づき、総合かつ計画的な土地利用を推進し、健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ります。	・地籍調査への協力	地権者の協力を得て地籍調査を実施する	町内最後の下辰野区を実施している。	○	
	3112	都市計画事業の推進	・都市計画マスタープランの見直しを行い、快適な都市の形成を目指します。 ・国土利用計画(第2次辰野町計画)の方針に基づいて土地区画整理事業の導入について検討を行い、効率の良い土地利用を目指します。					
	3113	地籍の明確化	・土地一筆ごとの地籍を明確にし、災害復旧、公共事業や土地取引の円滑化、課税の適正化、隣地との境界トラブルの防止を図ります。					
	3114	公有地の有効な利用	・町の施策に必要な用地は確保し、施設整備等施策の展開を図ります。 ・公有地のうち、用途が明確になっていない土地については、民間活用も含めた土地利用の明確化を図ります。					
第1節第2項 景観の保全と創出の推進	3121	景観条例等の周知	・長野県景観条例や長野県屋外広告物条例の周知を図り、良好な景観の維持・創出に努めます。	・景観育成に関する講演会、検討会への参加	住民が主体的に地域の景観保全活動に継続的に取り組み、良好な景観を保全する。	上平出景観形成住民協定・農地水環境保全向上対策事業・中山間直接支払事業などによる活動などが進んでいる。 ・景観勉強会の開催。 ・屋外広告物のパトロール実施。	○	地域住民が世代を超えて受け継いでいく活動をお願いしたい
	3122	景観育成活動の促進	・景観フォーラム及び道路整備にあわせ地域への情報提供及び説明会を開催し、景観育成住民協定の指定、拡大を促します。					
計 画 的 な 第 3 通 項 策 の 推 進	3131	道路改良の促進	・羽北道路網計画に基づいた国道153号羽場交差点等の道路改良を行い、交通渋滞の解消を目指します。 ・国道153号宮所地区・小野地区、県道19号線(伊那辰野停車場線)樋口地区、県道14号線(下諏訪辰野線)平出上町等の道路改良事業について地域の合意形成を行い、整備を促進します。 ・地域要望のうち緊急度の高いものから新設、改良、舗装を行い、快適で安全な道路環境を整備します。 ・地域の要望及び道路パトロールを行い道路維持・補修を行います。	・資材地域支援事業への取り組み	道路や水路の修繕など地域住民で無理せずにできる活動を実施し、地域コミュニティが活性化し住民のつながりをより強くする	行政と地域との役割分担の意識が定着してきている	○	
	3132	歩行者の安全確保	・県道19号線(伊那辰野停車場線)平出下町、県道14号線(下諏訪辰野線)平出上町、県道50号線(諏訪辰野線)平出上町及び町道2号線(新橋線)の歩道設置事業に取り組み、歩行者の安全確保を図ります。	・道路や交通安全施設破損箇所の通報	区を通じて危険箇所の通報を逐次いただく	区長を通じて危険箇所の通報をいただく体制になっている	○	
	3133	橋梁の超寿命化	・橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的に維持管理を行い、安全な交通環境の維持に努めます。	・地元での停留所の整備・管理	停留所周辺の草刈、除雪などの維持管理への協力	近隣住民に維持管理をいただいている	○	デマンド(需要)を喚起させる効果的な停留所のあり方について施設側(商店、医院、商店街など)から提案いただけないだろうか。利用者を増やすにはどうしたらよいだろうか。
	3134	都市計画道路の見直し	・実現性や安全性の高い道路を目指し、都市計画道路のルートや幅員構成等の見直しを行います。	・地域公共交通の利用	公共交通を地域で支える多くの方に利用してもらう	町営バス路線の改善、デマンド運行実施方針決定	△	利用者を増やすにはどうしたらよいだろうか。
	3135	地域公共交通の確保	・地域公共交通について検討し、交通不便地域の解消を目指します。 ・町営バス川島線、飯沼線を運行し、交通弱者の生活交通を確保します。	・地域の合意	区を通じて地域の合意体制を継続していただく	区長を通じて住民要望の把握と行政からの依頼に対応いただいている	○	様々な地域課題に対して、行政と地域との役割を認識いただく中で継続的に対応いただいている
上 第 1 道 節 第 4 項 推 進	3141	安全で安定した上水道の供給	・新たな水源の調査や検討を行い、安定した水道水の供給を図ります。 ・水道法に基づく原水や浄水の品質検査計画の策定及び水質検査結果をホームページで公表し、町民が安心して水道水を利用できる環境を整備します。	・節水意識の向上				
	3142	施設等の計画的な維持・更新	・水道施設及び基幹管路の更新や耐震化を進め、安定した水道水の供給を図ります。 ・湯舟配水池の耐震化工事を行うとともに、井出の清水配水池の耐震化を検討し、地震発生時にも水道水の供給ができる環境を整備します。 ・簡易水道では改修等に係る補助金の活用を促し、施設の更新による安定した水道水の供給を図ります。 ・施設の計画的修繕と、警報システムの構築等維持管理に必要な対策を行い、故障や断水事故に迅速に対応します。					
	3143	水道料の適正な算出	・計量法に基づき計画的に水道メーターの取り替えを実施し、適正な水道料の算定を行います。					
下 第 1 道 節 第 5 項 推 進	3151	住環境・河川環境の向上	・公共下水道事業認可計画の見直しや事業を実施し、下水道による住環境の向上を図ります。 ・公共下水道、農業集落排水事業の対象区域以外の地区では、浄化槽の設置を推進し生活環境と河川環境の向上を図ります。	・下水道・浄化槽の正しい使い方の理解	「広報たつの」に下水道の正しい使い方を掲載する。	「広報たつの」に下水道の正しい使い方を掲載する。	○	広報たつの、ホームページを利用し、より広くPRすることにより、町民の皆さんに理解を深めていただきたい。
	3152	安定した下水処理の推進	・下水処理施設長寿命化計画を策定し、年次計画に基づく設備や機器等の更新により安定した下水処理を行います。 ・ごみ処理施設と連携し、安定した下水汚泥の処理を図ります。 ・下水道管渠耐震化基本計画に基づき、重要管路の耐震化を推進します。	・下水道への接続	「広報たつの」で下水道への接続を呼びかけ、また、未接続世帯への訪問を実施する。	「広報たつの」で下水道への接続を呼びかけ、また、未接続世帯への訪問を実施する。	○	広報たつの、ホームページの活用、また、直接訪問することで水洗化につながると思う。
	3153	水洗化の促進	・下水道供用区域では、下水道への接続を促し、快適な住環境の創出を推進します。	・浄化槽の設置	「広報たつの」で未整備世帯の設置を呼びかけ(補助制度有)、また、未接続世帯への訪問を実施する。	補助枠3のうち2まで交付決定済み。町維持組合会議でも補助制度の周知依頼をした。	△	広報たつの、ホームページの活用、また、直接訪問することで整備化につながると思う。
第2節第1項 快適な居住環境の形成	3211	公営住宅の計画的な整備	・計画的な公営住宅の整備を行い、快適な住環境の創出に努めます。 ・公営住宅長寿命化計画に基づき管理改善を推進し、良好な住環境の維持に努めます。	・公園や並木等の清掃ボランティア	行政と地域との役割を認識し合い、地域の公園、道路などの維持管理にできる範囲で協力をいただく	地元の小公園は指定管理。地域の道路は地域住民が草刈などを実施。地区公園、都市基幹公園の管理にもボランティアとして参画いただいている	○	
	3212	公園の維持管理	・指定管理者制度、協働活動による公園の管理を行い、安全で快適な公園を維持します。					

辰野町第五次総合計画前期基本計画「協働のまちづくり」に関する現状把握・活性化検討シート
第3章

※○予定通り進捗している／△遅れているが達成可能／×達成が困難な状況

第3章 各節 各項目	施策CD	目 (主な施策)	主な施策に対する基本的な考え方	協働のまちづくりに対する取り組みの状況				主な施策の「協働のまちづくり」に対する検証
			主な施策を達成するための基本的な考え方 (あるべき姿)	協働のまちづくり項目	具体的な取り組み目標	左記に対する現在の状況	進捗状況	
誘農第2山2村節第2項環境の整備と	3221	安定人口増加の推進	・移住に関するセミナーの開催等や移住の際に空き家情報等の提供による受け入れ体制の整備を行い、定住促進に取り組みます。 ・鴻ノ田辺地総合整備計画に基づいた事業の推進により、住環境の向上による定住促進を図ります。	・イベント等の企画・準備への参加	イベントの企画・準備に主体的に取り組む団体、個人が増えることで、自らが地域を知り愛着を持ち、PRにつなげる	・町の観光イベントへの参画(冬のホタル、荒神山桜祭りなど) ・地域主体の観光イベントへの参画(水仙祭り、スイカ祭り、紅葉祭り、福寿草祭など)	○	世代交代や外からの参画者を増やすとともに、マンネリ化を防ぐにはどうしたらよいか。
	3222	誘客イベントの充実	・多くの町内外からの来訪者を迎えられる地域イベント、むらおこしイベント等を支援し、地域の活性化を図ります。					
	3223	情報発信の推進	・移住・交流推進機構(JOIN)及び田舎暮らし楽園信州推進協議会と連携し、ホームページやパンフレット等を活用して移住や地域イベント等の情報を積極的に発信します。	・空き家の情報提供	地域ぐるみで空家対策の取り組みを進める	・空家情報の収集(町) ・一部の地域で取り組みが始まっている	△	今後増えつつある空家対策を地域課題として捉え、どのような取り組みを進めるべきだろうか。
第2節第3項生活環境保全の監視体制の充実	3231	監視体制の充実	・騒音や振動等の定点測定調査や監視活動等により、公害の無い快適な生活環境の保全に努めます。	・調査や監視活動への対応	騒音・振動測定において、基準値が守られていること。	毎年町内3箇所における騒音・振動の定点測定調査の実施 結果一いずれの地点でも環境基準値以下である。	○	
	3232	公害苦情への迅速な対応	・公害に関する苦情が来た場合、地元区等関係機関との連携により、迅速・適切に対応し、住環境の回復を図ります。	・発生した公害への対応	公害苦情件数の減少	県・町・消防署・警察署等関係部署と連携し、適切な対応をしている。 H23 13件(H24 15件(11件)) ()は野焼き	×	田畑での刈草等を焼いている野焼きに対する苦情が特に多い。 住宅事情も変わってきているが、隣近所でけんかしている所もある。 お互い仲良く暮らせないものか。
住第2環2境節第4項活動の推進	3241	環境美化の推進	・地域住民による監視や定期パトロール、意識啓発等により、不法投棄やポイ捨て防止を図るため、ポイ捨て防止条例の制定を検討し、きれいなまちづくりを推進します。 ・530運動を推進し、きれいな住みやすい環境づくりを維持します。	・各地区での530運動のぼり旗の設置及び周知	530運動の周知	各地区衛生理事を中心に春・秋の530運動にあわせのぼり旗を設置している。	○	例年行っている530運動だが、各区により内容が違っている。 自分の家の周りだけを確認する地区と道路・河川等を行う地区がある。
				・不法投棄への監視や通報	不法投棄件数の減少	町では、4人に不法投棄監視員を委嘱し年間を通じて町内の巡視を行っている。 また、各区長を通じ不法投棄防止看板の設置を行っている。 H23 51件 H24 10件	△	各区内で不法投棄が多い箇所の洗い出し
	3242	環境保全の啓発活動	・児童・生徒が、環境ポスターや標語等の作成や環境学習に取り組む機会を提供し、環境問題への意識向上を図ります。 ・公民館活動や職場、地域、学校等において環境や分別に関する出前講座等を実施し、地域住民の環境への意識向上を促します。	・ごみ拾い等美化活動		「春季清潔」「秋季清潔」及び春・秋に行う「530運動」の実施	△	「春季清潔」「秋季清潔」でごみ拾い等を区が率先して呼びかける。
				・ごみや環境問題についての学習や見学への参加	出前講座の開催要望及び参加が活発に行われる。 施設見学会への参加が積極的に行われる。	出前講座 H23 5回 H24 4回実施 施設見学会 H23 2回 H24 2回実施	△	出前講座への参加→(要請)積極的な講座開催の要請(啓発)多くの住民が集まる工夫、施設見学会など体験型の学び→子どもから大人までが広く興味を持つ
普情第3通節第1項盤の活用と	3311	地域情報化の推進	・地域情報化計画に基づき、地域や行政の情報化を計画的に進めます。	・町民・地域・学校・企業等での情報化の推進	ホームページによる情報発信(更新260回)	ホームページによる情報発信(更新390回)	○	ホームページのさらなる利用と掲載情報・提供サービスについて要望を寄せていただきたい。
				・町民・地域・学校・企業等での情報化の推進	公民館等への公衆インターネット環境の提供	環境は整備されているが地区によって利用度に差がある。	△	公民館等に設置してある公衆インターネット環境をさらに活用いただきたい。
	3312	情報化推進の基盤づくり	・学習の機会や情報提供等により、ICT(情報通信技術)の普及を図ります。 ・町民・地域・学校・企業等での情報化の推進	・講習会や普及活動の開催・企画・運営	観光情報センターでのインターネット体験コーナーの提供(年間300日)	観光情報センターでのインターネット体験コーナーの提供(年間300日)	○	講習会・普及イベントについては観光情報センターや公民館等環境を提供できるので活用いただき、自主的な企画、立案、開催をお願いしたい。
第3節第2項情報化による行政サービスの拡充	3321	電子行政サービスの充実	・町民視点に立った電子行政サービスの拡充で、ユビキタス社会を構築します。 ・情報システムと業務の最適化により、業務の効率化、迅速化を図ります。	・電子行政サービスに対する評価	電子申請・様式取得が可能な手続き・届出の種類 218種類 電子申請利用率 36% 職員に対する情報セキュリティ教育 4回	電子申請・様式取得が可能な手続き・届出の種類 169種類 電子申請利用率 7% 職員に対する情報セキュリティ教育 4回	△	電子申請に変更することで便利だと思われる申請・手続きについて町民要望を寄せていただきたい。 ホームページから利用できる電子申請を活用いただきたい。
	3322	情報セキュリティ対策の推進	・セキュリティ対策の推進により、個人情報の保護に配慮し、安心、安全に利用できる電子行政サービスを実現します。					
第4章第1項まちづくり	3411	災害危険箇所の周知	・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づいた土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域や洪水浸水想定区域等を掲載した地域防災計画を策定し、災害に備えます。 ・洪水、土砂災害ハザードマップの周知を図り、災害発生が予想されるときに、町民が自らの安全を確保できる体制を整備します。	・地域防災計画策定への参画	辰野町防災会議において各種団体の意見を踏まえて改定する	・防災会議を年1回開催 ・H24. 6月改定(現在県の意見を参考に修正中) ・自主防災組織の代表の会議への参画	○	
	3412	防災体制の整備	・防災の日前後に、一つの区を主会場とした町全体の防災訓練を実施し、予想される災害に備えます。 ・防災行政無線については、戸別受信機の導入を含め研究し、難聴地域の解消を図ります。 ・自主防災組織の活動環境を整備するとともに強化育成を図り、災害や被害を最小限とする組織づくりを推進します。 ・災害時要援護者の避難支援プランと災害時住民支え合いマップの更新と活用により、災害時要援護者対策の拡充を図ります。 ・土砂災害の恐れのある箇所の防災対策を国や県に働きかけます。 ・国や県と連携し河川改修事業を実施し、水害から町民の生命と財産を守ります。 ・鳥インフルエンザ等新たな感染症が発生した場合には、国や県と連携して拡大を未然に防ぎます。	・ハザードマップ等による危険箇所の周知	ハザードマップにより、身の回りの危険箇所を理解し、有事への備えをする	・H22. 3月に全戸配布 ・転入時等、要望に応じて配布	○	天竜川の浸水想定の見直しの反映、地震関連のデータの反映を目指した改訂版を検討し、住民との情報の共有を図りたい。

辰野町第五次総合計画前期基本計画「協働のまちづくり」に関する現状把握・活性化検討シート
第3章

※○予定通り進捗している／△遅れているが達成可能／×達成が困難な状況

第3章 各節 各項	施策CD	目 (主な施策)	主な施策に対する基本的な考え方	協働のまちづくりに対する取り組みの状況				主な施策の「協働のまちづくり」に対する検証
			主な施策を達成するための基本的な考え方 (あるべき姿)	協働のまちづくり項目	具体的な取り組み目標	左記に対する現在の状況	進捗状況	
	3413	地域防災の強化	<ul style="list-style-type: none"> 消防水利(消火栓及び防火水槽)の整備・維持管理、消防機材の更新を計画的に実施し、地域防災の強化を図ります。 地域の実情に応じた消防団活動の実施や消防団協力事業所の認定等により消防団が活動しやすい環境づくりを推進します。 消防団活動の魅力と誇りを広報し、新たな消防団員の確保を図ります。 災害時要援護者に対する日常の防火防災対策の実施等を行い、安心して安全なまちづくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練への積極的な参加 	より実践的な訓練を実施し、世代を超えた多くの住民に参加をいただく	豪雨災害や震災後、訓練への参加者が増えている。	○	行政と町民などとの役割分担を確認し、更なる活性化を図るにはどうしたらよいか
	3414	耐震化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 学校、役場庁舎、災害時の避難施設等の耐震化を進め、町民の避難場所確保と災害対策拠点の安全性の向上を図ります。 希望する町民の住宅に対し、耐震診断、耐震補強工事の補助を実施し、安心して安全な住環境の創出を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線の難聴地域に関する情報提供 防災研究会や区での自主防災組織の強化 地域による支え合いマップの作成 	<ul style="list-style-type: none"> 防災無線デジタル化による有事対応力の強化ほたるネットの普及 自主防災組織の活性化 毎年の見直しと日常的な支え合いの仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> H25年度デジタル化完了の予定 各区に自主防災組織ができています 「自主防災組織連絡会」を立ち上げ充実と連携強化を図っていく 90%以上の地域で作成 毎年の見直しのためのマニュアル整備、区長会への呼びかけ実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の活動を元に地域の防災力を高めるにはどうしたらよいか 毎年の自発的な見直しと、日頃の隣近所の支え合いのために話し合いを行うにはどうしたらよいらうか
	3415	救急救命体制整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> AEDの使用も含めた応急手当の普及啓発、救急救命講習等の実施、救急救命普及員の増員等を図り、救急に対する意識の高揚と救命率向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者情報の共有 区と消防団による消防水利の維持管理 新入団員の確保のための働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 消防サービス支援システムの活用 地元区と消防団により管理をいただく。 地元消防団員で地域の若者の入団勧誘をする 	<ul style="list-style-type: none"> 消防サービス支援システムの活用 地元区と地元消防団により、管理している。 地元消防団員が各家庭を回り、勧誘をうながしている。広報たつの等による募集掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ △ 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集の方法についてお願いしたい 継続して、区と団により管理を願う。広報誌によるPRを続ける。 消防団員の必要性を訴える機会を多く持ち、取り込む努力を惜しまない。団員確保の方法についてお願いしたい
	3416	防災意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> 保育園、小中学校と連携した講習会等を実施し、幼少期から命の大切さについて考える機会を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化制度の積極的な利用 救急救命講習会等への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改築などで耐震診断(精密診断)を積極的に実施 多くの町民に救急講習に参加してもらう 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化診断を実施する。 広報等を通じて町民に救急講習をPR事業所(企業、保育園、学校)への指導は進んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> △ △ 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化について取り組んでほしい 一般町民に救急講習の大切さを続けて発信して行く中で、多くの町民の参加をお願いしたい
0	3421	消費者保護の推進	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターや警察等との連携を密にし、被害相談の提供や対応を行います。 振り込み詐欺等新たな手口による犯罪等の情報を提供し、被害を未然に防ぎます。 成年後見制度の普及、啓発、支援を行い、高齢者の被害を防止します。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者トラブル等の実態や対応についての情報の共有化 	国(県)からの情報の提供、消費生活センターとの連携(消費者への照会)	消費者からの相談件数 H23 5件 H24 2件	○	
	3422	交通安全の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域要望で緊急性の高いものから防護柵、標識、反射鏡等の設置及び修繕を行い、道路交通の安全性の向上を図ります。 児童の登・下校時間に合わせた街頭指導、子ども交通安全教室を実施し、子どもの交通安全対策を推進します。 高齢者を対象とした交通安全講習会や啓発活動を実施し、交通事故の防止を図ります。 街頭啓発や巡回車や広報たつの、ケーブルテレビ等による啓発活動を実施し、交通安全に対する意識の向上を図ります。 交通安全協会をはじめとする各種組織・団体や地域との連携により、交通安全指導を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> 登下校時の街頭指導、子ども交通安全教室の実施 地域防犯組織による防犯パトロール 防犯に関する呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 街頭指導の実施、広報車による街頭広報の実施。各関係機関との機能強化を図り、啓発活動の推進及び事故防止を図る。 地域で防犯パトロールに取り組んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ 		
	3423	防犯体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域防犯組織による防犯パトロール等を充実し刑法犯発生件数を減少させます。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の交通安全講座への参加 			△	
	3424	セーフコミュニティの推進	<ul style="list-style-type: none"> 安心、安全に係る組織、団体との連携により、セーフコミュニティを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 各区での交通安全施設の維持点検 	各区を通じた維持点検の継続実施		○	

第3章の協議テーマ

快適で魅力のあるまち(地域)づくりは、人口の定着、移住の促進などのために欠くことのできないテーマです。公園や道路、河川といった公共空間の維持管理に対して、地域住民自らが積極的に取り組んでいただいています。
しかし、今後の更なる高齢化と人口減少が統計的に見込まれる中で、私たちはどのように地域づくりを進めて行けばよいのでしょうか。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓と、近い将来起こる可能性のある大規模地震などに備え、地域ではどのように防災体制を強化していけばよいのでしょうか。